

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

— ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料に係る規定の整備等 —

概 要

① ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料に係る規定の整備等

■ IP網への移行期間中におけるワイヤレス固定電話の接続料の算定方法に係る規定の整備 【令和4年総務省令第9号附則第6条】

- ✓ 電話網のIP網への移行期間中は、加入電話・メタルIP電話接続機能について、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定（導入済みのワイヤレス固定電話が加入電話・メタルIP電話であると仮定）して接続料原価を算定。
- ✓ これにより、ワイヤレス固定電話の接続料は、加入電話・メタルIP電話と同一の接続料として算定される。

■ その他規定の整備等

- ✓ ワイヤレス固定電話用設備の追加に応じた相互接続点に係る規定の整理 【電気通信事業法施行規則第23条の4第1項】
- ✓ ワイヤレス固定電話用設備の追加に応じた設備の定義の整理 【第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「接続料規則」という。）第2条第2項、第4条】
- ✓ ワイヤレス固定電話に係る通信量等の記録に係る規定の整備 【接続料規則別表第6】

② 長期増分費用（LRIC）方式による接続料算定に用いる入力値の扱い

■ 令和5年度の接続料算定に用いる入力値を規定 【接続料規則別表第2の2、別表第4の3】

- ✓ 長期増分費用モデル研究会での検討結果を踏まえ、LRICモデルへの入力値（投資額比率、設備単価、耐用年数等）を、令和5年度の接続料算定に必要な値に見直す。

- 施行日 ①令和5年6月16日（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）の施行の日）
②令和5年4月1日
※一部規定は公布日に施行

- 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)等の改正により、NTT東西は、ユニバーサルサービスである加入電話の提供が極めて不経済になる場合等において、他事業者の電気通信設備を用いてワイヤレス固定電話の提供を行うことが可能となった。
- ワイヤレス固定電話は、令和5年度第4四半期以降のサービス提供開始が予定されている。

NTT法等の改正(主要部分)

【改正後のNTT法第2条第5項】

地域電気通信業務は、**地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない**。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、**総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない**。

<ワイヤレス固定電話の提供が認められる場合>

① 電話の提供が極めて不経済となる場合

「特例地域※であつて」、かつ、「加入者密度が18回線/km²未満となる」区域等において電話を提供する場合

※ 山村振興法、半島振興法、離島振興法等の指定地域

② 災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話をする場合

ワイヤレス固定電話の提供イメージ(想定)

